

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給について

介護保険制度では、排泄や入浴などに使う特定福祉用具を購入した場合、申請により居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を受けることができます。

◆対象者◆

介護保険の要介護・要支援認定を受けている在宅の方

◆支給方法◆

販売業者に福祉用具の購入費用を全額支払った後で、市に申請し、償還払いとして支給を受けます。申請後、審査を行うため、支給までには3か月程度かかります。

◆支給対象となる特定福祉用具の種目◆ 詳細は裏面をご確認ください。

○腰掛便座	○入浴補助用具	○簡易浴槽	○自動排泄処理装置の交換可能部分
○移動用リフトのつり具の部分	○排泄予測支援機器		
◎スロープ	◎歩行器	◎歩行補助つえ	

※◎の種目は、令和6年4月1日より、購入又はレンタルの何れかを選択できるようになりました。

※車いすやベッドなどはレンタルの対象種目です。購入をしても支給は受けられません。

◆支給限度基準額◆

支給限度基準額は、各年度（4月から翌年3月まで）につき10万円です。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費は、領収日時点の利用者負担割合（1割～3割）に応じて、支給限度基準額の9割（8割・7割）を上限として支給されます。

※同一種目の用具の再購入は原則として支給対象にはなりません。

ただし、身体状況に変化があった場合や、以前購入した福祉用具が破損した場合などは支給対象として認められることがあります。

◆手続きの方法◆

飯田市役所 A 棟 1 階（A11）長寿支援課の窓口で申請してください。

申請に必要なもの

- ①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書【飯田市様式 6-10】
- ②購入した福祉用具のパフレットなどの写し
- ③領収証原本（後日お返しします。）
- ④介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した「居宅（介護予防）サービス計画書」又は福祉用具専門相談員が作成した「特定福祉用具販売計画書」の写し

排泄予測支援機器を購入した場合は、①～④とあわせて⑤及び⑥が必要です。

⑤主治医意見書等の医学的な所見が確認できる書類

⑥排泄予測支援機器確認調書

スロープを購入した場合は、①～④とあわせて⑦が必要です。

⑦スロープの設置箇所を示した住宅平面図（簡単な図でも可）

◆注意点◆

特定福祉用具は、都道府県知事の指定を受けた販売業者から購入してください。指定を受けていない販売業者から購入した場合、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が支給されません。購入の際は必ず介護支援専門員（ケアマネジャー）などにご相談ください。

◆お問い合わせ先◆

飯田市長寿支援課介護保険係 電話 0265-22-4511（内線 5763）

支給対象となる特定福祉用具の種目の詳細

種目	機能・構造
腰掛便座	○和式便器の上に置いて、腰掛式に変換するもの ○洋式便器の上に置いて、高さを補うもの ○電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ○便座・バケツ等からなり、移動可能である便器 ※水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能であるものに限る。設置費用は対象外とする。
入浴補助用具	○入浴用いす ○浴槽用手すり ○浴槽内いす ○入浴台 ○浴室内すのこ ○浴槽内すのこ ○入浴用介助ベルト
簡易浴槽	○空気式又は折りたたみ式で、容易に移動できるもの ※取水又は排水のために工事を伴わないものに限る。
自動排泄処理装置の交換可能部分	○自動排泄処理装置の交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの ※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品を除く。
移動用リフトのつり具の部分	○身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
排泄予測支援機器	○利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの ※専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品を除く。
スロープ （購入・レンタル選択制）	○主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの ※便宜上、設置や撤去、持ち運びができる可搬性のものは除く。取り付けに工事を伴うものは住宅改修の対象とする。
歩行器 （購入・レンタル選択制）	○脚部が全て杖先ゴム等の形状となる、固定式又は交互式歩行器 ※車輪やキャスターが付いている歩行車を除く。
歩行補助つえ （購入・レンタル選択制）	○カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ、多点杖 ※松葉づえを除く。